

寒冷地手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 9月20日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第15号

寒冷地手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表中「|南信濃村木沢警察官駐在所|下伊那郡南信濃村大字木沢766の1|」を

「|飯田市南信濃木沢警察官駐在所|飯田市南信濃木沢766の1|」に改める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第2条 特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「|浪合村警察官駐在所|下伊那郡浪合村1,031のイ|」を

「|阿智村浪合警察官駐在所|下伊那郡阿智村浪合1,031のイ|」に、

「 南信濃村木沢警察官駐在所 上村警察官駐在所 」	「 下伊那郡南信濃村大字木沢766の1 下伊那郡上村851の9 」	を
-------------------------------	---------------------------------------	---

「 飯田市南信濃木沢警察官駐在所 飯田市上村警察官駐在所 」	「 飯田市南信濃木沢766の1 飯田市上村851の9 」	に、
------------------------------------	----------------------------------	----

「|下伊那郡南信濃村大字和田1,379|」を「|飯田市南信濃和田1,379|」に、

「|南信濃村遠山警察官駐在所|下伊那郡南信濃村大字和田1,505の4|」を

「|飯田市南信濃遠山警察官駐在所|飯田市南信濃大字和田1,505の4|」に、

「|開田村警察官駐在所|木曾郡開田村大字末川4,241の11|」を

「|木曾町開田高原警察官駐在所|木曾郡木曾町開田高原末川4,241の11|」に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第2条中特地勤務手当等に関する規則別表第1の改正規定

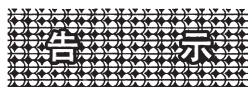
(「|開田村警察官駐在所|木曾郡開田村大字末川4,241の11|」を

「|木曾町開田高原警察官駐在所|木曾郡木曾町開田高原末川4,241の11|」に改める部分に限る。)は同年11月1日から、同表の改正規定

(「|浪合村警察官駐在所|下伊那郡浪合村1,031のイ|」を

「|阿智村浪合警察官駐在所|下伊那郡阿智村浪合1,031のイ|」に改める部分に限る。)は平成18年1月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第400号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成17年 9月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
アイリスケアセンターまめじま	長野市大字大豆島5190番地	平成17年 8月16日
通所介護事業所夢想園	長野市上ヶ屋2682番地125	” ”

(2) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
介護ショップみすず	長野市大字茂菅145番地6	平成17年 8月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
アイリスケアセンターまめじま	長野市大字大豆島5190番地	平成17年 8月16日
居宅介護支援事業所夢想園	長野市上ヶ屋2682番地125	“ ”

高齢福祉課

長野県告示第401号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業の一部を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県生活環境部環境自然保護課及び長野県諏訪地方事務所並びに茅野市役所において縦覧に供します。

平成17年 9月20日

長野県知事 田中康夫

変更した公園事業の名称及び事業地の位置

名称	事業地の位置
渋の湯駐車場	[区域] 茅野市北山奥蓼科

環境自然保護課

長野県告示第402号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成17年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

平成17年 9月20日

長野県知事 田中康夫

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
木曾郡大桑村	木曾郡大桑村大字野尻の一部	平成18年 3月31日まで

農村整備課

長野県告示第403号

千曲市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年 9月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類
公共測量(都市計画基本図作成)
- 2 作業期間
平成17年 8月22日から平成18年 3月20日まで
- 3 作業地域
千曲市全域

監理課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年 9月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年 9月 8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 佐久平総合リハビリセンター
- 3 代表者の氏名
林 英 俊
- 4 主たる事務所の所在地
長野県佐久市大字岩村田字塚本1320-1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民及び行政・企業に対しその保健医療福祉教育スポーツなどの事業の運営協力及びコーディネート育成をおこない地域住民の健康維持・増進活動に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年 9月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イルフプラザ
岡谷市中央町1-5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
岡谷市
岡谷市幸町 8-1
(名)小口元五郎商店
岡谷市天竜町 3-6-15